

移住促進（空家流動化促進）事業の概要

移住促進特別区域の空き家について、所有者が移住者を居住させるために家財道具の撤去などを行う場合、その撤去費などを補助します。

■対象者

<p>下記の要件をすべて満たす空き家所有者</p> <p>①空き家バンクに登録された、移住促進特別区域の空き家を移住者（移住者向け住宅を整備する地域団体なども含む）に売却または賃貸する方</p> <p>②当該移住者が下記の要件をすべて満たすこと（移住者向け住宅を整備する地域団体などに売却または賃貸する場合を除く）</p> <p>A. 本市に定住の意思を持って転入した、または転入する方</p> <p>B. 子育て世代など、移住する地域が求める人材である方</p> <p>C. 移住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する方</p> <p>D. 当該空き家を取得または賃借し、当該空き家の住所地を生活の本拠とする方</p> <p>E. 当該空き家の所有者と2親等以内でない方</p> <p>F. 当該空き家取得（賃借）日が、移住日から起算して1年前後の間である方</p>
--

■補助金額

1 物件あたり 10 万円

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から6カ月以内の申請が必要です。

※建築目的が賃貸または分譲である物件は対象外です。

■南丹市の移住促進特別区域

移住促進特別区域名	区域内の集落（行政区）名
①園部町川辺地区	船岡・高屋・大戸・熊原・佐切・越方
②園部町摩気地区	竹井・仁江・船阪・大西・宍人・半田・口人・口司
③園部町西本梅地区	殿谷・埴生・南八田・天引・法京・大河内・南大谷・若森
④八木町北地区	船枝・山室・室橋・諸畑・野条・池上
⑤八木町神吉地区	神吉上・神吉下・神吉和田
⑥日吉町世木地区	殿田（上）・殿田（下）・木住・生畑・中世木
⑦日吉町五ヶ荘地区	東雲・片野・新シ・和田・興風・彰徳・吉野辺・中組・海老谷・東組・下佐々江・中佐々江・上佐々江
⑧日吉町胡麻郷地区	畑郷・後野・上胡麻・広野・胡麻荘園・日吉平・新町・中野辺・西胡麻駅前・角本・中村・栄ヶ丘・東胡麻・上保野田・下保野田・志和賀 ※イングランドヒルズ除く
⑨美山町知井地区	南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里
⑩美山町平屋地区	又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・大内・内久保
⑪美山町宮島地区	原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原
⑫美山町鶴ヶ岡地区	今宮・栃原・砂木・棚・川合・殿・舟津・松尾・神谷・名島・洞・田土・上吉田・林・庄田・脇・熊壁・山森
⑬美山町大野地区	萱野・大野・川谷・岩江戸・肱谷・小淵・向山・檜原・音海